

## 実質化された人・農地プラン

〔 木裳、新原、飯田、原、南毛、下毛、折敷田、上市、古市、寺山、大口田、妻垣、荘、上荘、戸方、上ノ原、  
龍王、大仏、辻、恒松、田ノ口 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	安心院地区	令和3年3月22日	令和 年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	556.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	318.3 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	112.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	66.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	290.5 ha

## 2 対象地区の課題

安心院地区の農地は主に水田であるが、多くは区画整備されているものの市街地周辺部の整備がされていない状況で、鳥獣被害についても、近年周辺部から被害が発生してきている。また、農家の高齢化によりブドウ農園や水田農用地の維持が困難な状況となっている。  
地域の担い手や認定農業者などに農地集積を進めるとともに、青年農業者等の新たな農地の受け手の確保が今後は必要となっている。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安心院地区の水田利用は、基本的には中心部の平坦な地域において地域の中心経営体である認定農業者や農業生産法人4団体等への集約を進め、更には新たな農事組合法人を立上げるとともに、拡大志向のある個人経営者(家族経営を含む)に中心市街地や周辺地域の水田活用を集積化する方針である。また、畑利用については中心経営体である認定農業者(小ネギ生産農家等)を中心として個人経営者(露地野菜農家など)が担っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	備考
認農	A	水稲	0.7 ha	水稲	1.0 ha	
認農	B	ブドウ	0.3 ha	ブドウ	0.5 ha	
認農	C	水稲、WCS	6.0 ha	水稲、WCS	8.0 ha	
認農	D	水稲	0.3 ha	水稲	1.0 ha	
認農	E	水稲	2.1 ha	水稲	3.1 ha	
認農	F	水稲、飼料米、野菜	7.1 ha	水稲、飼料米、野菜	11.2 ha	
認農	G	水稲、ブドウ	4.4 ha	水稲、ブドウ	4.5 ha	
到達	H	水稲、ブドウ	5.1 ha	水稲、ブドウ	5.3 ha	
認農	I	水稲、ブドウ、レンコン	1.7 ha	水稲、ブドウ、レンコン	2.1 ha	
認農	J	水稲	1.8 ha	水稲、麦、野菜	3.0 ha	
認農	K	水稲、ニンニク	0.7 ha	水稲、ニンニク	1.8 ha	
認農	L	水稲、野菜	4.8 ha	水稲、野菜	10.3 ha	
認農	M	水稲、大豆、大葉若菜	4.6 ha	水稲、大豆、大葉若菜	8.0 ha	
認農	N	水稲、WCS	0.6 ha	水稲、WCS	1.0 ha	
認農	O	水稲、飼料米	6.8 ha	水稲、飼料米	11.0 ha	
認農	P	ブドウ	0.8 ha	ブドウ、イチゴ、ブルーベリー、キウイ	2.3 ha	
認農	Q	水稲、麦、WCS、サトイモ、ニンニク、野菜	5.0 ha	水稲、麦、WCS、サトイモ、ニンニク、野菜	7.8 ha	
認農	R	水稲、大豆	3.1 ha	水稲、大豆	10.0 ha	
到達	S	水稲、ニンニク	0.3 ha	水稲、ニンニク	20.0 ha	
認農	T	水稲、WCS	5.3 ha	水稲、WCS	8.0 ha	
到達	U	水稲	1.5 ha	水稲	1.5 ha	
到達	V	水稲、麦、大豆	18.7 ha	水稲、麦	24.5 ha	
認就	W	小ネギ	0.8 ha	小ネギ	1.0 ha	
認農	X	水稲	0.3 ha	水稲	1.1 ha	
認農	Y	水稲、WCS	0.5 ha	水稲、WCS	1.1 ha	
到達	Z	水稲	1.5 ha	水稲	1.5 ha	
認農	AA	水稲、野菜	1.5 ha	水稲、野菜	9.1 ha	
認農	AB	水稲	2.1 ha	水稲、麦、大豆、飼料米	10.4 ha	
到達	AC	水稲、畜産	36頭	水稲、畜産	40頭	
認農	AD	水稲、WCS、肥育牛	35頭	水稲、麦、肥育牛	40頭	
到達	AE	ブドウ・リンゴ	1.4 ha	ブドウ・リンゴ	1.6 ha	
認農	AF	水稲、麦、大豆、野菜	6.0 ha	水稲、麦、大豆、野菜	12.0 ha	
到達	AG	水稲	0.8 ha	水稲	3.1 ha	
認農	AH	水稲	0.2 ha	水稲	1.0 ha	
認農	AI	水稲、麦、大豆、ブドウ	5.4 ha	水稲、麦、大豆、ブドウ	8.2 ha	
認農	AJ	水稲、麦、大豆、野菜	2.4 ha	水稲、麦、大豆、野菜	11.3 ha	
認農	AK	水稲、野菜	0.4 ha	水稲、野菜	1.0 ha	
認農	AL	水稲、大豆	2.8 ha	水稲、大豆	15.0 ha	
認農	AM	水稲	0.6 ha	水稲	1.0 ha	
到達	AN	水稲	2.2 ha	水稲	1.0 ha	
到達	AO	水稲	1.2 ha	水稲	1.3 ha	
認農	AP	水稲、麦、大豆	4.5 ha	水稲、麦、大豆、野菜	11.1 ha	
到達	AQ	水稲	2.0 ha	水稲	2.0 ha	
認農	AR	水稲、WCS	3.5 ha	水稲、WCS	9.0 ha	
認農	AS	水稲、飼料、繁殖牛	1.9 ha	水稲、飼料、繁殖牛	15.7 ha	
認農	AT	水稲、WCS	6.3 ha	水稲、WCS、麦	12.7 ha	
認農	AU	水稲	3.0 ha	水稲、麦	10.0 ha	
認農	AV	水稲	2.1 ha	水稲	10.0 ha	
認農	AW	水稲	1.9 ha	水稲、麦	11.0 ha	
認農	AX	水稲、イチゴ	1.1 ha	水稲、イチゴ	2.5 ha	
到達	AY	WCS、肥育牛	2.7 ha	WCS、肥育牛	5.0 ha	
認農	AZ	水稲	0.2 ha	水稲	1.1 ha	
認農	BA	水稲	0.3 ha	水稲	1.0 ha	
認農	BB	ブドウ	0.1 ha	ブドウ	0.8 ha	
認農	BC	水稲、麦、大豆、ニンニク	8.1 ha	水稲、麦、大豆、ニンニク	10.3 ha	
認農	BD	水稲、野菜類、ブドウ	2.0 ha	水稲、麦、大豆、野菜、ブドウ	10.5 ha	
認農	BE	水稲、麦	3.7 ha	水稲、麦	15.0 ha	
	BF	水稲	1.7 ha	水稲	3.0 ha	
	BG	水稲、野菜	0.5 ha	水稲、アスパラ、野菜	1.0 ha	
認就	BH	WCS、飼料、肉用牛	2.6 ha	WCS、飼料、肉用牛	4.5 ha	
認農法	BI	水稲、麦、花き、ジャガイモ	7.0 ha	水稲、麦、花き、ジャガイモ、飼料、ニンニク	10.8 ha	
認農法	BJ	茶	4.0 ha	茶	10.0 ha	
認農法	BK	ユズ	2.7 ha	ユズ	4.2 ha	
認農法	BL	WCS、ゆず	26.7 ha	WCS、ゆず	30.0 ha	
認農法	BM	ブドウ	4.0 ha	ブドウ	6.0 ha	
認農法	BN	ブドウ	0.6 ha	ブドウ、イチゴ、ブルーベリー、キウイ	1.3 ha	
認農法	BO	水稲、麦、WCS、野菜、ホオズキ	8.6 ha	水稲、麦、WCS、ホオズキ、野菜	12.0 ha	
認農法	BP	ブドウ	2.1 ha	ブドウ	2.5 ha	
認農法	BQ	水稲、麦	0.0 ha	水稲、麦、大豆	10.0 ha	
認農法	BR	水稲、麦、WCS、飼料米	19.6 ha	水稲、麦、WCS、飼料米	21.5 ha	
認農法	BS	ニンニク	0.3 ha	水稲、ニンニク	20.0 ha	
認農法	BT	水稲	0.5 ha	水稲	5.0 ha	
認農法	BU	水稲、麦、大豆、野菜	5.7 ha	水稲、麦、大豆、WCS	35.0 ha	
	BV	水稲、WCS、飼料米、大豆	1.8 ha	水稲、WCS、飼料米、大豆	3.0 ha	
計	74人		243.6 ha		534.1 ha	290.5 ha

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向</p> <p>貸付け等の意向が確認された農地は、54筆、101,914㎡となっている。これは、農地の貸付け等の意向の一部であり今後も増加傾向である。今後については、集落の集まり等の機会に定期的に、地域の方に農地の貸付意向の確認を行う。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>荒廃したブドウ園等については、国営緊急農地再編整備事業により茶園等に再整備することで、機構事業を活用した農業生産法人(株式会社碑成園、株式会社石和田産業等)の新規参入を進める。</p> <p>水田農地は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>国営緊急農地再編整備事業により樹園地再編整備を積極的に進め。また、主要な水田農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、未整備の市街地(木裳、下毛、折敷田、荘)において、農地の基盤整備に取り組む。また、整備済み農用地については、水路の改修等の小規模整備を検討し必要に応じて実施していく。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針</p> <p>WCSや米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い里芋や小ネギ野菜施設をはじめ、季節露地野菜などの園芸作物の生産、特産加工に向けた多彩な野菜等の生産に取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>隣接する山間地域での有害鳥獣対策が進むに従って中心地域においても鳥獣被害が高まってきているため、周辺圃場への注意や対策に積極的に取り組む。</p>
<p>災害対策への取組方針</p> <p>行政により例示された災害、洪水ハザードマップをベースに、自助と公助による対策に取り組む。</p>